

[省令第8条の4の5 (1,000トン以上排出事業者用)]

様式第2号の8 (第8条の4の5関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

(宛先) 長野市長 様

提出者

住所 長野市東鶴賀町57-2

氏名 有限会社ACEN

代表取締役 丸山栄一郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 026-262-1657

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社ACEN
事業場の所在地	長野市東鶴賀町57-2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	売上高25000万円
③ 従業員数	10人
④ 産業廃棄物の一連の処理工程	排出事業場→自社運搬→中間処理施設

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
「別紙のとおり」	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	【前年度（令和4年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	紙くず	木くず	繊維くず	ガラス・コンク リート・陶磁器く	がれき類(コンク リがら、廃アス
	排出量	196.80t	66.00t	1,072.10t	18.80t	519.00t	1,523.70t
	産業廃棄物の種類						
	排出量						
(これまでに実施した取組)							
・解体施工方法の改善							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	紙くず	木くず	繊維くず	ガラス・コンク リート・陶磁器く	がれき類(コンク リがら、廃アス
	排出量	180.00t	60.00t	1,000.00t	15.00t	500.00t	1,500.00t
	産業廃棄物の種類						
	排出量						
(今後実施する予定の取組)							
・二次利用の活用							

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類は、できるだけR碎などの二次活用にする。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別を徹底するよう教育、研修を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
①現状	【前年度(平成 4 年度)実績】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)	紙くず	木くず	繊維くず	ガラス・コンクリート・陶磁器く	がれき類(コンクリがら、廃アス
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量			776.70t			
	産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量						
(これまでに実施した取組) 木質チップの有価売却							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)	紙くず	木くず	繊維くず	ガラス・コンクリート・陶磁器く	がれき類(コンクリがら、廃アス
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量			800.00t			
	産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量						
(今後実施する予定の取組) 木質チップの有価売却の増量							
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項							
①現状	【前年度(平成 年度)実績】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)	紙くず	木くず	繊維くず	ガラス・コンクリート・陶磁器く	がれき類(コンクリがら、廃アス
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量						
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類						
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量							
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量							
(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)	紙くず	木くず	繊維くず	ガラス・コンクリート・陶磁器く	がれき類(コンクリがら、廃アス
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量						
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量						
	産業廃棄物の種類						
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量							
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量							
(今後実施する予定の取組)							

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項								
①現状	【前年度（平成 年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	紙くず	木くず	繊維くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず (石膏ボード等)	がれき類(コンクリート、廃アスファルト、レンガ)	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量							
	産業廃棄物の種類							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量							
(これまでに実施した取組)								
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	紙くず	木くず	繊維くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず (石膏ボード等)	がれき類(コンクリート、廃アスファルト、レンガ)	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量							
	産業廃棄物の種類							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量							
(今後実施する予定の取組)								
産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
①現状	【前年度（令和4年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡スチロール等)	紙くず	木くず	繊維くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず (石膏ボード等)	がれき類(コンクリート、廃アスファルト、レンガ)	
	全処理委託量	196.80t	66.00t	295.40t	18.80t	519.00t	1,523.70t	
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量	196.80t	66.00t	295.40t	18.80t	519.00t	1,523.70t	
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
	産業廃棄物の種類							
	全処理委託量							
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量							
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
	(これまでに実施した取組) ・電子 manifests の導入							

【目標】		廃プラスチック (廃タイヤ、発泡 スチロール含)	紙くず	木くず	繊維くず	ガラス・コンク リート・陶磁器く ず(石膏ボード含)	がれき類(コンク リがら、廃アス ファルト、レンガ
②計画	産業廃棄物の種類						
	全処理委託量	180.00t	60.00t	200.00t	15.00t	500.00t	1,500.00t
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量	180.00t	60.00t	200.00t	15.00t	500.00t	1,500.00t
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を 行う業者へ処理委託量						
	産業廃棄物の種類						
	全処理委託量						
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量						
認定熱回収業者への処理委託量							
認定熱回収業者以外の熱回収を 行う業者へ処理委託量							
(今後実施する予定の取組)							
※事務処理欄							

(第6面)

備 考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が12以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。
また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

処 理 事 項		産 業 廃 棄 物 の 種 類 (実績値・計画値)											合 計	
		廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチ)	紙くず	木くず	繊維くず	ガラス・コンクリート・陶磁器く	がれき類(コンクリがら、廃アスファ							
排出抑制に関する事項	前年度排出量(実績)	196.80t	66.00t	1,072.10t	18.80t	519.00t	1,523.70t							3,396.40t
	本年度排出量(計画)	180.00t	60.00t	1,000.00t	15.00t	500.00t	1,500.00t							3,255.00t
自ら行う(行った)再生利用に関する事項	前年度実績			776.70t										776.70t
	本年度計画(目標)			800.00t										800.00t
自ら行う(行った)中間処理に関する事項	自ら行う(行った)熱回収の量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
	自ら中間処理により減量する(した)量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
自ら行う(行った)埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	前年度実績													
	本年度計画(目標)													
処理の委託に関する事項	全処理委託量	前年度実績	196.80t	66.00t	295.40t	18.80t	519.00t	1,523.70t						2,619.70t
		本年度計画(目標)	180.00t	60.00t	200.00t	15.00t	500.00t	1,500.00t						2,455.00t
	優良認定処理業者への処理委託量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
	再生利用業者への処理委託量	前年度実績	196.80t	66.00t	295.40t	18.80t	519.00t	1,523.70t						2,619.70t
		本年度計画(目標)	180.00t	60.00t	200.00t	15.00t	500.00t	1,500.00t						2,455.00t
	認定熱回収業者への処理委託量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	前年度実績												
		本年度計画(目標)												

【記載方法】

- ・ 各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の上段に前年度の実績（現状）を、下段に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・ 「自ら行う再生利用に関する事項」の欄は、自ら直接再生利用した量と中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・ 「自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関する事項」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載してください。
- ・ 「処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量及びそれぞれの内訳を記載してください。